

函館市・福島町
定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

令和5年（2023年）12月

函館市・福島町

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

函館市（以下「甲」という。）と福島町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 アの表を次のように改める。

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
安定的な医療提供体制の確保	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

別表第 1 イの表の次に次の 1 表を加える。

ウ 教育

文化・スポーツの振興	取組の内容	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。

別表第 2 ウの表の次に次の 1 表を加える。

エ その他

消費生活相談の広域的対応	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。
	甲 の 役 割	乙と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。
	乙 の 役 割	甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

函館市東雲町 4 番 1 3 号

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤



松前郡福島町字福島 8 2 0 番地

乙 福島町

福島町長 鳴 海 清 春

